特定非営利活動法人ReBit 組織規程

第1章総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ReBit(以下、「当法人」という。) の事務処理の基準 その他の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務の適正な運営を図 ることを目的と する。

第2章組織

(事務局)

第2条 当法人に、経営管理部及び事業部を置く。

第3章職制

(職員等)

- 第3条 経営管理部及び事業部には、次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) マネージャー
- 2 理事長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章職責

(職員の職務)

- 第4条 当法人の職員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、業務に従事する。
 - (2) マネージャーは、事務局長の命を受けて、業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

- 第5条 職員の任免は、理事長が行う。
- 2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が立案し、マネージャーの決裁を受けて施行する。 ただし、重要な事務は、事務局長又は理事長の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

- 第7条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決 裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
 - 2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第8条 本規程以外の組織に関する事項で文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条本規程の改廃は、理事会の承認により行う。

附則本規程は、2023年6月1日より施行する。

別紙 業務の分掌

担当	分掌事務
経営管理部	1 社員総会運営 2 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理 3 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 4 人事及び労務 5 コンプライアンス及びリスク管理関係 6 内部通報窓口 7 規程類の制定及び改廃 8 購買その他の内部システム関係 9 その他上記に関連する事項
事業部	1 各担当部署が掲げる事業の実施2 情報収集、分析及び発信3 その他上記に関連する事項